

生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

2024年6月1日から診療報酬が改定になります。今回の改定では、特定疾患管理料の対象疾患から『糖尿病』『高血圧』『脂質異常症』が除外となります。

当院では糖尿病、高血圧、脂質異常症が主病で通院の患者様には、生活習慣病管理料Ⅱを算定し、療養計画書をもとに服薬指導などの総合的な治療管理を医師専門職が行います。

定期受診時に療養計画書について説明を受けたあと、同意書にサインいただきます。(初回のみ) 窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○対象：『糖尿病』『高血圧』『脂質異常症』が主病で通院の患者様(ただし、在宅自己注射指導管理料等を算定している方を除く)

○開始時期：2024年6月1日

○療養計画書の発行頻度：1~4ヶ月に1回

○窓口負担：

現行	
再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患療養管理料	147点
処方箋料	68点
<u>特定疾患処方管理加算</u>	<u>66点</u>
合計	406点

2024年6月以降	
再診料	75点
生活習慣病管理料(Ⅱ)	333点
処方箋料	60点
<hr/>	
合計	468点
	(+62点)